

議案第94号

湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年9月16日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例

(湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 湯梨浜町印鑑登録及び証明に関する条例(平成16年湯梨浜町条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 略</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</u></p> <p><u>第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、自らの個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を用いて多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線により接続された町以外のものが設置した端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明書を発行できる機能を有するものをいう。)により、印鑑登録証明書の交付を申請し、及びその交付を受けることができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 略</p>

(湯梨浜手数料条例の一部改正)

第2条 湯梨浜町手数料条例(平成16年湯梨浜町条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1(その1)(第2条関係)		別表第1(その1)(第2条関係)	
手数料を徴収する事項	金額	手数料を徴収する事項	金額
略		略	
印鑑に関する証明	1通につき 300円 (多機能端末機(町の電子計算機と電気通信回線により接続された町以外のもの	印鑑に関する証明	1通につき 300円

	が設置した端末機であって、当該端末機の操作により自動的に証明を発行できる機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付を受ける場合にあっては、1通につき250円)		
略		略	
諸税に関する証明	1通につき 300円 (多機能端末機により交付を受ける所得課税証明書にあっては、1通につき250円)	諸税に関する証明	1通につき 300円
略		略	
住民票の写し	1通につき 300円 (多機能端末機により交付を受ける場合にあっては、1通につき250円)	住民票の写し	1通につき 300円
略		略	
(その2)		(その2)	
略		略	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。